

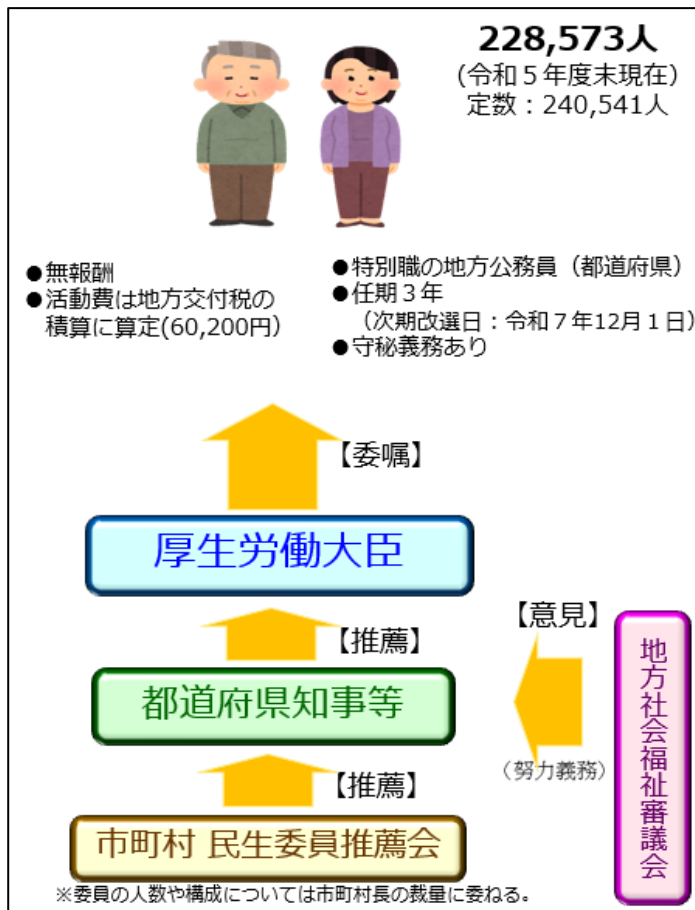
第2 調査結果

1 民生委員を取り巻く状況

（民生委員制度の概要）

民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童委員を兼ね¹、無報酬のボランティアとして、社会福祉の増進のため地域での生活や福祉全般に関する相談対応・援助活動を行っている。また、その職務に関しては、都道府県知事の指揮監督を受け、市（特別区含む。以下同じ。）町村長から必要な指導等を受けている。民生委員制度の概要は図1のとおりである。

図1 民生委員制度の概要



（注）厚生労働省の資料による。

¹ 令和5年4月のこども家庭庁創設により、児童委員業務は厚生労働省からこども家庭庁に移管されたが、児童委員の委嘱に関する業務は引き続き民生委員と合わせて厚生労働省が行うこととされた。

（民生委員の職務）

民生委員の職務は、民生委員法及び児童福祉法において、表 1 のとおり規定されているほか、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 22 条、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 12 条の 2 等の個別法令において、民生委員は市町村長等の事務の執行に協力すること等が規定されているなど、地域の社会福祉の増進に関する事項について広く活動することとされている。また、民生委員には守秘義務が課せられている。

表 1 民生委員法及び児童福祉法に規定されている民生委員の主な職務

根拠法令名	民生委員の主な職務
民生委員法 (第 14 条)	・住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。 ・援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。 ・援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。 ・社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
児童福祉法 (第 17 条)	・児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。 ・児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。 ・児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。

（注）当省が作成した。

さらに、地域における孤独・孤立など社会構造が変化する中で、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の令和 2 年 6 月改正により重層的支援体制整備事業²が創設され、民生委員と同事業との連携が求められたほか、「孤独・孤立対策推進法案に対する附帯決議」（令和 5 年 5 月 30 日参議院内閣委員会）では、孤独・孤立対策においては、当事者等への支援を行う者の活動が果たす役割の重要性を踏まえつつ、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われることが求められているところ、当事者等への支援を

² 社会福祉法第 106 条の 4 に基づく、①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤他機関協働事業を通じ、高齢者や生活困窮者等の対象者に対し、市町村の支援機関や地域の関係者が一体的に支援を行っていく事業

行う者には民生委員を含むとされている。

このように、現在においては、これまでの職務に加え、ひきこもり、就職氷河期世代、児童虐待、生活困窮、行方不明となる認知症高齢者、こどもの貧困、孤独・孤立などの新たな社会的課題への対応など、多様かつ複雑な課題を持つ住民や世帯に対する支援も民生委員の職務とされ、その活動への期待と役割は大きなものとなっている。

（民生委員の実際の活動）

民生委員の実際の活動は、上記の法令等により、地域での生活や福祉全般に関する相談対応・支援、地域福祉活動、世帯への訪問など、社会福祉の増進を図るための各種活動のほか、証明事務など広範囲に及んでいる。

厚生労働省によると、令和5年度における全国の民生委員の総活動件数は、年間約2,720万件であり、委員一人当たりの活動種類別の平均活動数をみると、相談対応・支援が21.0件、地域福祉活動が34.8件、世帯への訪問が145回などとなっている。

図2 民生委員の主な活動状況（令和5年度実績）

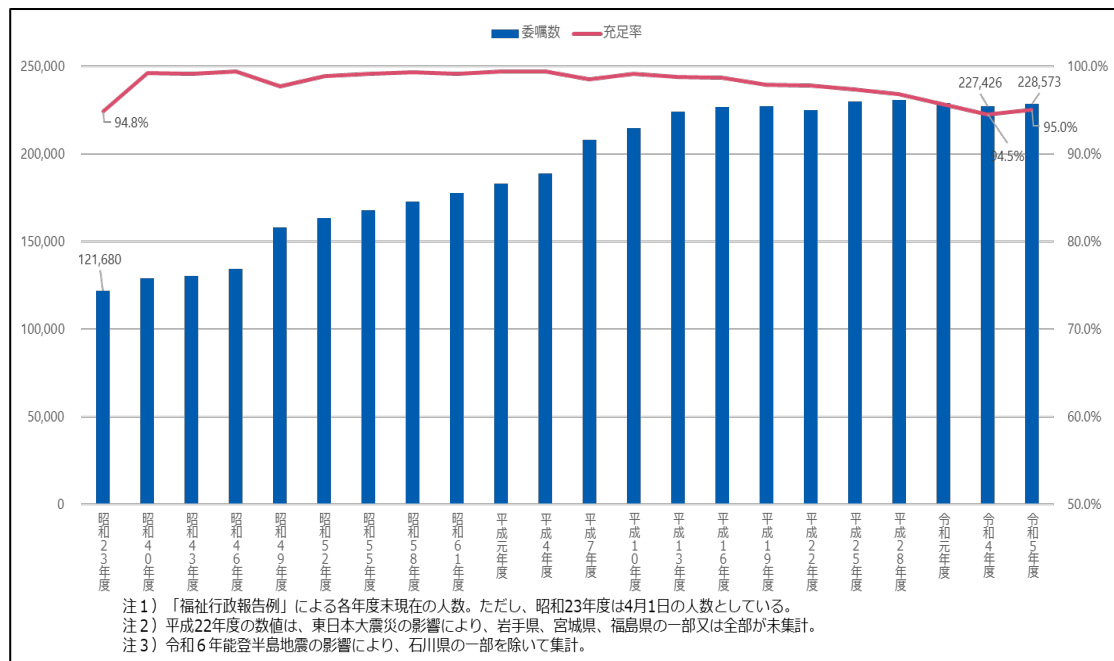


（注）厚生労働省の資料による。

（民生委員の担い手確保）

上記のように民生委員の活動への期待と役割は大きなものとなっている中で、定年延長や定年後も働き続ける者の増加、女性の就業率の上昇、推薦母体である自治会等地縁組織の加入率の低下³等により、民生委員の充足率は、図3のとおり、年々低下傾向（令和5年度末95.0%）にあり、その担い手確保が喫緊の課題とされている。

図3 民生委員の委嘱数と充足率の推移



（注）厚生労働省の資料による。

また、厚生労働省の調査研究事業⁴において作成された報告書⁵によれば、約7割の市町村では、民生委員候補者の推薦に困難を感じており、その課題として、約7～8割の市町村では、民生委員の業務量が多いこと、又は役割・内容が負担であることを挙げている。

³ 「地域コミュニティに関する研究会報告書」（令和4年4月5日総務省公表）によると、自治会等の加入率（平均）は、平成22年の78.0%から令和2年の71.7%と、6%程度低下している。

⁴ 厚生労働省「令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業」による「民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する実態調査研究事業」

⁵ 令和3年3月に公表された「民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する実態調査研究事業報告書」